

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
荒川水系（東京都）の減災に係る取組方針
（第3期：令和8年度～令和12年度）

令和8年3月6日

荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会

千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、東京都、内閣府、気象庁、独立行政法人水資源機構、国土交通省関東地方整備局（荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・二瀬ダム管理所・荒川調節池工事事務所長）、＜オブザーバー＞東京消防庁・川口市・蕨市・戸田市

1. はじめに

平成 27 年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

荒川水系(東京都)においては、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として取組を進めることとし、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、東京都、内閣府、気象庁、独立行政法人水資源機構、関東地方整備局(荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・二瀬ダム管理所)、東京消防庁(オブザーバー)で構成される「荒川水系(東京都)大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「本協議会」という。)を平成 28 年6月 22 日に設立した。

このような中、平成 28 年8月、台風 10 号等の一連の台風によって、岩手県等において逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、「水防災意識社会」の再構築を中小河川も含めた全国の河川で更に加速させるため、平成 29 年5月 19 日に水防法等の一部改正が行われるとともに、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通省として、概ね5年(令和3年度)で取り組む緊急行動計画が、平成 29 年6月 20 日に取りまとめられた。

平成 30 年 12 月 13 日には、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策のあり方について」が答申された。この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされていることを踏まえ、緊急行動計画が改定され、取り組むべき施策について、具体的な進め方、国土交通省の支援等の充実が図られた。

他方、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議や情報共有を行うことを目的として、令和2年8月 24 日に「荒川水系(東京ブロック)流域治水協議会」(以下「流域治水協議会」という。)が設立された。本協議会は、令和4年5月 30 日に開催された「荒川水系(東京都)大規模氾濫に関する減災対策協議会(第8回)」より、流域治水協議会と合同開催となった。

本協議会では、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が取り組む事項について、平成 28 年9月 29 日に「荒川水系(東京都)の減災に係る取組方針」(以下、「取組方針」という。)をとりまとめ、令和4年5月 30 日には、平成 31 年1月の緊急行動計画の内容を反映した第2期取組方

針に改定した。

今般、令和4年度から令和7年度までの取組状況を踏まえた、新たな第3期取組方針(以下「本取組方針」という。)に改定する。

今後、本協議会においては、本取組方針に基づき、関係機関が連携し、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を進めるものとする。

また、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどのフォローアップを行うものとする。

なお、本取組方針は本協議会規約第4条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
千代田区	区長
中央区	区長
港区	区長
文京区	区長
台東区	区長
墨田区	区長
江東区	区長
北区	区長
荒川区	区長
板橋区	区長
足立区	区長
葛飾区	区長
江戸川区	区長
東京都	総務局 総合防災部長 建設局 河川部長
内閣府	企画官
気象庁	東京管区気象台 気象防災部長
独立行政法人水資源機構	CS 推進室長
国土交通省関東地方整備局	荒川上流河川事務所長 荒川下流河川事務所長 二瀬ダム管理所長 荒川調節池工事事務所長

オブザーバー機関	構成員
東京消防庁	警防部 特殊災害課長
川口市	危機管理部 危機管理課長
蕨市	市民生活部 安全安心課長
戸田市	危機管理防災課長

3. 荒川水系(東京都)の概要と主な課題

■荒川水系(東京都)の地形・社会経済等の状況

荒川流域は、東京都と埼玉県にまたがり、流域内の人口は、日本の人口の約8%にあたる約976万人で、その多くは、沖積低地、台地、丘陵に集中している。特に東京都内の沿川の人口密度が約14,100人/km²と全国一級水系中最も高く、また、我が国の政治・経済の中核機能が集積した地域である。

下流域には昭和20年代頃からの地下水の汲み上げ等を原因とする地盤沈下により広大なゼロメートル地帯が形成され、特に低いエリアの広がる江東デルタ内では普段から排水機場が稼動し江東デルタ内の河川の水位を低く維持している。

このような特性を有する荒川において、大規模氾濫が発生した場合には、短時間で広範囲の人口集中地域が浸水すると共に、氾濫流の影響により多数の家屋倒壊等の被害発生が考えられる。また、広大なゼロメートル地帯では流入した氾濫水が自然排水できず、広範囲で浸水が2週間以上継続し、電気、ガス、上下水道、通信などライフラインの長期停止も想定され、孤立した場合に生活環境の維持が困難な状況となる。

さらに、洪水浸水想定区域内には地下鉄・地下街などの地下空間や東証一部上場の大手企業の本社、銀行及び証券・商品先物取引企業が多く存在することから、地下空間における人的被害の発生や地下鉄機能の麻痺、さらには我が国全体の経済活動への波及的影響も懸念される。

このような状況から、荒川水系(東京都)に暮らす人々の命を守る避難行動への対応や、社会経済への影響軽減に関する取組が急務となっている。

■過去の被害状況と河川改修の状況

明治43年8月に、荒川をはじめとする多くの河川の破堤・氾濫に伴い家屋全・半壊及び流失18,147戸、床上・床下浸水262,595戸の洪水被害を契機とし、明治から昭和初期にかけて下流域で延長22kmの放水路を開削したほか、中流部において広い川幅を確保し横堤を整備した。また、その後も着々と治水安全度の向上を図るためのハード対策を実施してきている。上流部ではダムの整備、中流部では広い川幅を活かした調節池の整備を実施するとともに、中下流部では、この地域の治水上の要となる長大な堤防の整備(築堤、堤防の嵩上げ・拡幅、浸透対策、高規格堤防)等を着実に進めてきている。近年、荒川下流部において破堤は生じていないものの、堤防断面の不足や河道断面の不足、また桁下高の低い橋梁があることにより、計画高水流量を安全に流下させることができない状況にある。

■大規模氾濫時の特性や課題

荒川水系(東京都)での大規模氾濫時の主な特性や課題は、以下のとおりである。

- 東京都内の洪水浸水想定区域内の人口は約 300 万人と想定され、また、長期間の浸水が想定される範囲にも多くの人々が生活しており、ほぼ全域が浸水することが想定される自治体も存在
- 広範囲に広がる地盤沈下に伴うゼロメートル地帯に流入した氾濫水の自然排水は期待できず、2週間以上浸水が継続し、電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインが長期にわたり停止するため、孤立時の生活環境の維持がきわめて困難
- 膨大に存在する地下空間へ氾濫水が流入し、地下空間からの逃げ遅れにより人的被害が発生し、また地下鉄等の機能が麻痺
- 東証一部上場の大手企業の本社や、銀行及び証券・商品先物取引企業が浸水し、我が国の経済活動が麻痺

4. 現状の取組状況

荒川水系(東京都)における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果は、以下のとおりである。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
想定される浸水リスクの周知	○想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を公表しており、今後氾濫シミュレーション結果も公表予定	
	●洪水浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップの見直しが必要	A
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知 ○直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、荒川下流河川事務所長から関係自治体の首長に対して情報を伝達(ホットライン) ○荒川タイムライン(試行版)を策定するとともに、タイムライン時刻の情報提供等を実施	
	●長時間先の河川情報の提供が求められている	B
避難指示等の発令基準	○避難指示等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令 ○国土交通省と気象庁が行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報、気象警報等を参考に、避難指示等を発令	
	●洪水に関する避難指示等の発令基準について、より詳細な発令基準を定め、実践的な防災情報の共有方策や日頃からの訓練を充実させる必要がある。	C
	●大規模水害時に広域避難の適切な判断が求められている。 ●江東5区大規模水害対策協議会にて「江東5区大規模水害避難等対策方針」を策定したところ。今後は江東5区広域避難推進協議会にて広域避難及び関連する課題への具体化に向けた検討を行う必要がある。	D
避難場所・避難経路	○水害時用の避難場所、避難所を指定し、洪水ハザードマップ等で周知	
	●広域避難の際の避難施設、避難経路、避難方法が明確になっていない。	E
住民等への情報伝達の体制や方法	○避難指示等の情報を、防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制メール、SNS等多様な手段で伝達	
	●情報伝達をしても、住民が自主的に避難してくれるかどうかは課題で、伝達の方法や防災に関する知識の向上等についての工夫や改善が必要である。	F
	●災害時に情報を入手することが困難な要配慮者への情報伝達に課題がある。	G
避難誘導體制	○避難誘導は、区、警察、消防、自主防災組織が連携して実施	
	●警察や消防団等と連携し、役割分担を明確にした避難誘導體制について検討が必要である。	H
	●広域避難の際の交通手段の明確化が必要である。	I
	●広域避難が想定される場合には不要不急の立ち入りを回避する必要がある。	J

②水防に関する事項

項目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
河川水位等に係る情報提供	○ホームページ等で河川情報等を提供	
	●河川情報について、区民に向けたわかりやすい情報発信が必要である。	K
	●河川管理者が一般公開している河川水位等のホームページを区民等に周知していくことが必要である。	L
河川の巡視・水防活動の実施体制	○重要水防箇所（国管理河川）及び水防上注意を要する箇所（都管理河川）を中心に巡視	
	●河川管理者、水防管理団体、水防団等の情報連携及び体制の強化が必要である。	M
	●過去の経験等から巡視箇所を設定しているが、出水対応を経験した職員が少なくなっているため、技術や知識の継承が課題である。	N
水防資機材の整備状況	○土のう、ポンプ等各種の水防資機材を、庁舎、水防倉庫等に備蓄	
	●現有の資器材で行う水防工法を行える職員が少なくなっているため、職員の確保や新技術の活用を進めるとともに、新技術を活用した水防資器材を準備していくことが必要である。	O
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○庁舎について止水板などの風水害資器材を整備し、万一、浸水等により活用が不能となった場合、災害対策本部の代替施設を用意	
	●大規模水害時は浸水が想定される病院がある。	P
	●庁舎、災害拠点病院等の水害時の対応に関して、明確な規定がないため、新たに検討が必要である。	Q

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
排水施設、排水資機材の操作・運用等の水害時における対応	○排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施	
	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保	
	●排水機場の大規模水害への耐水化等が十分ではなく、排水施設が機能しなくなる懸念がある。	R
ダムの操作運用	○ダムの操作は、操作規則等に基づき実施	
	●下流河川の氾濫時またはおそれがある場合の操作方法、危機管理型の運用方法等について検討が必要である。	S

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○荒川水系河川整備計画〔大臣管理区間〕に基づき、戦後最大洪水（昭和22年9月カスリーン台風）と同規模の洪水等が発生しても災害の発生を防止することを目標として、堤防整備等を実施	
	●引き続き堤防整備が必要である。	T
	●橋梁の桁下高やその周辺の堤防高が計画堤防高に対して低い箇所があり、対策を実施していく必要がある。	U
	●計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう、危機管理型ハード対策として、堤防天端舗装を実施していく必要がある。	V

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和 12 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

荒川下流域の地形・社会特性を踏まえ、荒川水系(東京都)で発生し得る大規模水害に対し、
「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しないこと」を目指す。

【目標達成に向けた主な取組】

荒川(東京都)における災害防止を目標として、以下の取組を実施する。

- (1) 命を守るための迅速かつ的確な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための取組
- (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組

【取組の方向性】

本協議会では、上記を踏まえ、主に以下の取組を行うものとする。

◎大規模氾濫に対する被害軽減のための取組

- (1) 命を守るための迅速かつ的確な避難行動のための取組
 - ・基盤整備
 - ・情報伝達・避難計画等の体制の充実
 - ・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等
 - ・タイムラインの策定・運用
 - ・防災教育や防災知識の普及
 - ・垂直避難者の発生を踏まえた被害低減の対策
- (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための取組
 - ・危機管理型ハード対策
 - ・既設ダムの危機管理型運用方法の確立
 - ・効果的な水防活動を行うための水防体制強化
 - ・庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項
 - ・浸水被害軽減地区の指定
 - ・減災・防災に関する国の支援
- (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組
 - ・施設の耐水化
 - ・排水計画作成及び訓練の実施

・早期復興支援

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

6. 概ね5年で実施する取組

第3期(令和8年度～令和12年度)の概ね5年間において、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が実施する取組内容・目標時期・取組機関は次のとおりである。

なお、全48取組項目の中でも協議会全体で特に取組の推進を図るべき項目として、次の5項目を「重点取組」として設定した。

<重点取組>

- (1) 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
 - ・取組番号 10: 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施

- (2) 荒川下流域水防災タイムラインの策定、運用
 - ・取組番号 13: 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(タイムライン)
 - ・取組番号 14: 荒川下流域水防災タイムライン(流域タイムライン)の策定・運用
 - ・取組番号 15: 実践的な訓練の実施

- (3) 区民等に向けた河川情報の発信の工夫・改善
 - ・取組番号 23: 区民等に向けた河川情報の発信の工夫・改善、区民向け周知

減災対策協議会（第3期）の 概ね5年間における取組実施予定

【凡例】
 ◎:取組継続 ○:令和7年度で取組終了
 ◻:取組機関対象外 ◼:該当なし

項目				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
事項				関東 地方 整備局	内閣府	水資源 機構	気象庁	東京都	千代田区	中央区	港区	文京区	台東区	墨田区	江東区	北区	荒川区	板橋区	足立区	葛飾区	江戸川区
番号	内容	課題	目標 時期																		
(1)命を守るための迅速かつ確な避難行動のための取組																					
■基盤整備																					
1	円滑かつ迅速な避難に資する施設(避難先、防災行政無線等)を整備	E, G	令和12年度						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	長期的な水位予測が可能なシステムの整備	B, C, D	令和12年度	◎																	
3	区庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	P, Q	令和12年度						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4	ICTを活用した洪水情報の提供	B, F, G, K	令和12年度													◎	◎	◎	◎	◎	◎
■情報伝達・避難計画等の体制の充実																					
5	避難計画作成の支援ツールの充実	F, L	令和12年度	◎																	
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等																					
6	浸水特性を考慮した避難計画の策定	D, E, H, I, J	令和12年度	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
7	ハザードマップの改良、周知、活用	A, E	令和12年度	◎																	
8	ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	F, L	令和12年度						◎	◎	◎										
9	災害リスクの現地表示	E, F	令和12年度	◎																	
10	★重点取組★ 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	G, P, Q	令和12年度	◎																	
11	隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	E, F, I, J	令和12年度	◎	◎																
12	広域避難を踏まえた避難情報の発令基準の見直し	B, C, D	令和12年度	◎																	
■タイムラインの策定、運用																					
13	★重点取組★ 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(タイムライン)	B, C, D	令和12年度																		
14	★重点取組★ 荒川下流域水防災タイムライン(流域タイムライン)の策定・運用	B, C, D	令和12年度	◎	◎																
15	★重点取組★ 実践的な訓練の実施	B, C, D	令和12年度	◎	◎																
16	気象情報の改善(水害時の情報の入手のしやすさをサポート)を実施	F	令和12年度																		
17	洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	F	令和12年度	◎																	
■防災教育や防災知識の普及																					
18	水害時の事前準備に関する問合せ窓口の設置	F	令和12年度																		
19	(小中学校を含む)防災教育の促進	F	令和12年度	◎																	
20	教員を対象とした講習会の実施	F	令和12年度	◎																	
21	出前講座等を活用した講習会の実施	F	令和12年度	◎																	
22	効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料作成の実施	F	令和12年度	◎	◎																
23	★重点取組★ 区民等に向けた河川情報の発信の工夫・改善、区民向け周知	F, G	令和12年度	◎	◎																
24	風水害の体験型訓練の実施	F	令和12年度	◎																	
25	職員の出水時の知識・経験の継承	F	令和12年度	◎	◎																
26	避難訓練への地域住民の参加促進	F	令和12年度																		
27	共助の仕組みの強化	F	令和12年度																		
28	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	E, F	令和12年度																		
29	地域防災力の向上のための人材育成	F	令和12年度																		
【再掲】16	【再掲】気象情報の改善(水害時の情報の入手のしやすさをサポート)を実施	F	令和12年度																		
■垂直避難者の発生を踏まえた被害低減の対策																					
30	垂直避難のリスク周知や広域避難の必要性の啓発に向けた取組の実施	D, E, F	令和12年度																		
31	垂直避難者の被害の低減に向けた対策を実施	D	令和12年度	◎																	

減災対策協議会(第3期)の 概ね5年間における取組実施予定

【凡例】

◎:取組継続 ○:令和7年度で取組終了
□:取組機関対象外 ■:該当なし

項目					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
事項					関東 地方整備局	内 閣府	水 資源 機構	気 象 庁	東 京 都	千 代 田 区	中 央 区	港 区	文 京 区	台 東 区	墨 田 区	江 東 区	北 区	荒 川 区	板 橋 区	足 立 区	葛 飾 区	江 戸 川 区	
番号	内容	課題	目標 時期																				
(2)洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための取組																							
■危機管理型ハード対策																							
32	緊急的または応急的な退避場所の確保(退避場所の整備、民間施設の活用等)	E	令和12年度										◎		◎		◎	◎	◎				
33	河川防災ステーションの整備	T, U, V	令和12年度	◎																			
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立																							
34	ダム等の洪水調節機能の向上・確保(既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討等)の情報提供	S	令和12年度																				
35	荒川水系治水協定に基づく洪水調節機能強化・事前放流等の情報提供	S	令和12年度	◎				◎															
■効果的な水防活動を行うための水防体制強化																							
36	水防関係者間での連携、協力に関する検討(消防機関等との連絡体制の再確認と伝達訓練の実施・連携、協力に関する検討)	M	令和12年度	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
37	重要水防箇所の見直し、水防資機材の確認	M	令和12年度	◎			◎						◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	
38	毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施(水防訓練の充実)	M, N	令和12年度	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
39	水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	O	令和12年度						◎	◎				◎			◎			◎		◎	
40	迅速な水防活動を支援するため新技術を活用した水防資機材等の配備	O	令和12年度						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
41	排水設備の耐水性の強化	R	令和12年度	◎				◎															
■庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																							
42	区庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	L, P, Q	令和12年度												◎	◎	◎			◎	◎	◎	
【再掲】 3	【再掲】区庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	P, Q	令和12年度							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
■浸水被害軽減地区の指定																							
43	浸水被害軽減地区の指定(自然堤防等の保全)	A, T, U, V	-																				
■減災・防災に関する国の支援																							
44	適切な土地利用の促進(土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討)	A, F, P, Q	令和12年度	◎																			
45	災害時及び災害復旧に対する支援	M, N	令和12年度	◎			◎																
(3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組																							
■施設の耐水化																							
【再掲】 3	【再掲】区庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	P, Q	令和12年度							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【再掲】 41	【再掲】排水設備の耐水性の強化	R	令和12年度	◎				◎															
■排水計画作成及び訓練の実施																							
46	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成	R	令和12年度	◎	◎			◎															
47	排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練の実施	R	令和12年度	◎	◎			◎	◎	◎								◎				◎	
■早期復興支援																							
48	早期復興を支援する事前の準備	P, Q, T	令和12年度												◎	◎							

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むものとする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すものとする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うものとする。

今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、その時点までの取組状況を踏まえ、取組方針を見直すものとする。

8. (参考)各取組項目の関連法令や内容等

各取組項目の法的位置付けや「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(平成31年1月29日)に基づく取組内容等について、次のとおり示す。

■各取組項目の法的義務に関する解釈や内容等

項目		荒川水系(東京都)の減災に係る取組方針に基づく取組の内容等	
事項	内容	課題	目標時期
番号	内容	課題	目標時期
<p>本協議会としての法的義務に関する解釈</p>			
<p>「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画(平成31年1月29日)」</p>			
<p>2019年出水期までの取組</p>			
<p>今後の進め方及び数値目標等</p>			
<p>(1)命を守るための迅速かつ的確な避難行動のための取組</p>			
<p>■基礎整備</p>			
1	円滑かつ迅速な避難に資する施設(避難先、防災行政無線等)を整備	E, G	令和12年度
2	長期的な水位予測が可能なシステムを整備	B, C, D	令和12年度
3	区庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	P, Q	令和12年度
4	ICTを活用した洪水情報の提供	B, F, G, K	令和12年度
<p>■情報伝達・避難計画等の体制の充実</p>			
5	避難計画作成の支援ツールの充実	F, L	令和12年度
<p>■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</p>			
6	浸水特性を考慮した避難計画の策定	D, E, H, I, J	令和12年度
7	ハザードマップの改良、周知、活用	A, E	令和12年度

○鬼怒川・小貝川下流域(下館河川)の減災対策協議会の取組方針(H28年5月11日)を参考にした内容
 ■荒川水系(東京都)で取り進む内容(第7回の令和2年取組状況調査資料より一部抜粋)

○監視カメラの増設、PC・スマートフォンなどの画像配信 など
 ■避難避難施設の確保
 ■避難先確保のための協定締結
 ■防災用無線設備の更新・増設
 ■防災用無線設備の無線エリア解州に向けた同内容の音声が開ける屋内設備等の導入 など

■長期的な水位予測が可能なシステムの整備

■庁舎等の止水対策の強化
 ■庁舎等の耐水対策
 ■庁舎等の高所へ非常用電源の設置
 ■庁舎等の高所へ備蓄物資の配備

■沿川関係自治体エリアにおいて洪水情報のプッシュ型配信を運用
 ■SNSにより、タイムライン運用状況や洪水・気象情報の提供を支援
 ■各種SNSやエリアメール等を活用した洪水情報の提供

■浸水ナビ(地点別浸水シミュレーション検索システム)の公開、運用

■洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループにおける検討を踏まえ、「首都圏における大規模洪水氾濫域避難検討会」において検討を実施【平成30年度～】(※令和2年度も実施中)
 ■関係機関と連携した広域避難場所や避難方法等に関する検討【平成28年度～】

■新たな浸水想定に基づき、浸水ハザードマップを修正
 ■避難所等の更新による改定
 ■広域避難に關してより具体的な内容を盛り込むように検討
 ■ハザードマップを全戸配布
 ■新規侵入者には随時配布
 ■SNS等を活用してハザードマップを周知
 ■ハザードマップ解説動画を制作し、ケーブルテレビの放送やホームページの公開により周知
 ■宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴い、業者向けに対応したハザードマップが作成の約800市町村について、作成【下水道】

【国・都道府県管理河川共通】
 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。

【国・都道府県管理河川共通】
 ・市民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクトの検証を実施。全体会議を開催し、メディア連携の施策のフォローアップを実施。
 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について内容や用語が分かりやすいか、また、放送で伝わりやすいかの観点から、前報発信者である行政関係者と情報伝達者であるメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。取組を実施。

【国・都道府県管理河川共通】
 ・109水系における計画規模の洪水浸水想定区域図を浸水ナビ(地点別浸水シミュレーション検索システム)に実装。

【国・都道府県管理河川共通】
 ・109水系における計画規模の洪水浸水想定区域図を浸水ナビ(地点別浸水シミュレーション検索システム)に実装。
 ・2020年度までに、約1500河川について実装。

【国・都道府県管理河川、砂防、海岸共通】
 ・協議会等の場を活用して、ハザードマップの作成状況等の重要インフラ地区を特定し、地域に精通した水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。
 【国・都道府県管理河川共通】
 ・協議会等の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する取組を推進し、市町村に提供。
 【下水道】
 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ浸水ハザードマップの作成に関する助言を実施。

【国・都道府県管理河川、砂防、海岸共通】
 ・協議会等の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する取組を推進し、市町村に提供。
 【下水道】
 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模に対応したハザードマップが作成の約800市町村について、作成【下水道】
 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水により人前への影響が懸念される地下街を有する約20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による内水ハザードマップの作成を終わらせた。

◇法的義務(努力義務)あり◇
 ・水防法第15条第1項
 ・同第11項第1号～第5号

◆法的義務あり◆
 ・水防法第15条第3項

項目	荒川水系(東京都)の震災に係る取組方針に基づく取組の内容等			
	番号	内容	課題	目標時期
		「水防災意識化社会(の高齢者)に向けた緊急行動計画(平成31年1月29日)		
		今後の進め方及び数値目標等		
8	ハザードマップポータルサイトに掲載する水害リスク情報の充実	F、L	-	令和12年度
9	災害リスクの現地表示	E、F	-	令和12年度
10	★重点取組★ 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	G、P、Q	◆法的義務あり◆ ・水防法第15条の3第1項	令和12年度
11	隣接市町村における避難場所の指定(広域避難地域、構築体等)	E、F、I、J	◆法的義務(努力義務)あり◆ ・災害対策基本法第8条第4項・同第12号	令和12年度
12	広域避難を踏まえた避難情報の発令基準の見直し	B、C、D	-	令和12年度
■タイムラインの策定、運用				
13	★重点取組★ 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(タイムライン)	B、C、D	◆法的義務(努力義務)あり◆ ・災害対策基本法第34条第1項・防災基本計画第1編第5章第5節第1項第4節	令和12年度
14	★重点取組★ 荒川下流域水防タイムライン(流域タイムライン)の策定・運用	B、C、D	◆法的義務(努力義務)あり◆ ・災害対策基本法第34条第1項・防災基本計画第2編第1章第6節	令和12年度

項目		京川水系(東京都)の減災に係る取組方針に基づく取組の内容等		
事項	内容	課題	目標時期	本協議会としての法的義務に関する解釈
				「水防災意識社 会」再構築に向けた緊急行動計画(平成31年11月29日)
				今後の進め方及び数値目標等
22	効果的な「水防災意識社 会」再構築に役立つ広報 や資料作成の実施	F	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> △法的義務(努力義務)あり○ ・災害対策基本法第8条第2項 ・同第20号 ・同第21号
23	★重点取組★ 区民等に向けた河川情報 の発信の工夫・改善、区 民向け周知	F, G	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> △法的義務(努力義務)あり○ ・災害対策基本法第51条第1項
24	風水害の体験型訓練の実 施	F	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> △法的義務(努力義務)あり○ ・災害対策基本法第8条第2項 ・同第20号 ・同第47条の2第1項
25	職員の出水時の知識・経 験の継承	F	令和 12年度	-
26	避難訓練への地域住民の 参加促進	F	令和 12年度	-
27	共助の仕組みの強化	F	令和 12年度	-

○「鬼怒川・小貝川下流域(下野河川)の減災対策協議会」の取組方針(H28年5月11日)を参考にした内容
 ■京川水系(東京都)で取り組む内容(第7回)の令和2年 取組状況調査資料より一部抜粋

■わかりやすい資料を作成し、積極的に広報活動を行う【平成28 年度～】
 ■総力助で進む防災・減災プロジェクトととりまめた施策の促進
 ■防災イベント等を通じて、防災気象情報の理解、活用に係る普 及啓発を実施
 ■区ホームページや広報誌を通じて、水防災について情報発信を 実施

■平成29年出水期からブッシュ型の洪水予報の情報発信を実施 するための準備を要項(引続き実施)
 ■ダム の操作状況に関するリアルタイム広報の継続実施及び改 善を実施
 ■メール配信サービスを活用し、指定河川に係る洪水予報の発 信や区内の雨量情報、水位情報、水位映像をホームページで公 開

■要望に応じて降雨体験等の派遣を実施
 ■「洪水対応講習」に加え、「ダム防災操作研修」を実施し、ダム 防災操作シミュレーションの浸透を図る
 ■警察庁が「地震に備えて」の中で、本所防災館にて暴風雨体 験、都市型水害体験ができる旨を記載し、周知

■出水を振り返り結果メモを作成
 ■「荒川下流域を対象としたタイムタイムライン専門部会」に参加し、荒 川下流タイムライン(拡大版)運用講習を通じて、出水時の対 応を踏襲
 ■治水対応講習やダム防災操作研修等の訓練や研修を実施
 ■地勢や歴史を含む区の防災について学ぶ新任研修を実施

■HPやSNS等のあらゆる媒体を活用して、訓練の情報を提供

■広報誌などの媒体を用いて協働(共助)の意識啓発を促進
 ■防災士の資格を取得した51名の方々に「豊田区防災士ネット ワーク協議会」を組織し運営
 ■水害時における避難方法について、町会・自治会に説明し、連 帯体制の強化に努めた
 ■コミュニティタイムラインを推進するため地域住民とワークショッ プを開催

【国・都道府県管理河川共通】
 ・協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓 練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した 取組を検討・調整
 ・要配慮者利用施設等の避難における、地域との連携事例を引き継 ぎ取組するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまよめて 公表
 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町 村の取組に対して専門家による支援を実施
 【国管理河川】
 ・引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避 難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置、協議会 毎に地域包括支援センターケアマネジャーと連携した水害から 高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその 状況を共有

【国・都道府県管理河川共通】
 ・2019年3月に、自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力 団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練を含む「2019 年度「水防月間の実施」」を通知
 ・自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避 難時の声かけや避難誘導を含む訓練を実施
 ・市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局に関する情報提供を 受けるなどにより情報共有を実施
 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお 知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置
 ・要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成も推進するとともに、 地域と連携した避難確保の具体的な取組について事例を収集
 ・モデル地区を選定し、地域に精通した水害・土砂災害リスク等に関 する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討
 【国管理河川】
 ・協議会毎に地域包括支援センターケアマネジャーと連携した水 害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施および その状況を共有

【国・都道府県管理河川共通】
 ・引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避 難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置、協議会 毎に地域包括支援センターケアマネジャーと連携した水害から 高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその 状況を共有

項目				荒川水系(東京都)の震災に係る取組方針に基づく取組の内容等	
項目	内容	課題	目標時期	本協議会としての法的義務に関する解釈	「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」(平成31年1月29日)
28	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	E, F	令和12年度	-	2019年出水期までの取組 【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通した水害・土砂災害リスク等に因する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通した水害・土砂災害リスク等に因する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通した水害・土砂災害リスク等に因する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通した水害・土砂災害リスク等に因する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。
29	地域防災力の向上のための人材育成	F	令和12年度	△法的義務(努力義務)あり△ ・消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第17条～第20条	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・市町村等の助成を支援する専門家を派遣。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。
【再掲】16	【再掲】気象情報の改善(水害時の情報の入手のしやすさをサポート)を実施	F	令和12年度	-	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・市町村等の助成を支援する専門家を派遣。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。
■垂直避難者の発生を踏まえた被害低減の対策					
30	垂直避難のリスク周知や広域避難の必要性の啓発に向けた取組の実施	D, E, F	令和12年度	-	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・市町村等の助成を支援する専門家を派遣。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。
31	垂直避難者の被害の低減に向けた対策の実施	D	令和12年度	-	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・市町村等の助成を支援する専門家を派遣。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。
②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための取組					
■危機管理型ハード対策					
32	緊急的または応急的な避難場所の確保(避難場所の整備、民間施設の利用等)	E	令和12年度	●法的責務あり● ・災害対策基本法第49条の4第1項	●応急的な避難場所の確保 【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要がある地域において避難場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調査内容や協定の締結方法等について協議会の場を通じて情報提供。
33	河川防災ステーションの整備	T, U, V	令和12年度	-	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。

項目		荒川水系(東京都)の減災に係る取組方針に基づく取組の内容等		
番号	内容	課題	目標時期	本協議会としての法的義務に関する解釈
<p>「水防災意識醸成会」の再構築に向けた緊急行動計画 (平成31年1月29日)</p> <p>2019年出水期までの取組</p> <p>今後の進め方及び数値目標等</p>				
40	迅速な水防活動を支援するため新技術を活用した水防資機材等の配備	O	令和12年度	-
41	排水設備の耐水性の強化	R	令和12年度	-
<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <p>・浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や新旧資材の確保に着手。</p> <p>・下水道(国管理河川)</p> <p>・下水道(国管理河川)</p> <p>・下水道(国管理河川)において、2020年度までに、浸水による機能停止リスクの高い下水道施設約70箇所(水処理の設置等約10箇所)の排水機停止リスク低減策を概ね完了。</p>				
<p>■庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項</p>				
42	区庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	L, P, Q	令和12年度	-
43	【再掲】区庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(雨水化、非常用発電等の整備)	P, Q	令和12年度	-
<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <p>・庁舎等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、各施設管理者等に対して浸水時の情報伝達体制/方法について検討。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <p>・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、各施設管理者等に対して浸水時の情報伝達体制/方法について検討。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <p>・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、各施設管理者等に対して浸水時の情報伝達体制/方法について検討。</p>				
<p>■浸水被害軽減地区の指定</p>				
44	浸水被害軽減地区の指定(自然堤防等の保全)	A, T, U, V	-	-
<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <p>・水防管理者へ浸水シミュレーション結果や地形情報等が提供される地域について、これらの情報を提供。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <p>・不動産関係業者と連携して、不動産関係団体の研修会等の場において、水害リスクに関する情報の提供を実施。</p> <p>【国管理河川】</p> <p>・国管理河川における計画規模の洪水浸水想定区域図について浸水ナビで発表。</p>				
<p>■減災・防災に関する圏の支援</p>				
44	適切な土地利用の促進(土地利用規制、誘導・移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討)	A, F, P, Q	令和12年度	-
<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <p>・浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部署等に対して、水害リスク情報を提供。</p> <p>・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して災害危険区域指定等に関する事例集を作成し、地方公共団体へ周知。</p> <p>・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に関する施策の最新情報を説明。</p>				
<p>○：早稲川・小川川下流域(下瀬河川)の減災対策協議会の取組方針(28年5月11日)を参考にした内容</p> <p>■：荒川水系(東京都)で取り組む内容(第7回の令和2年取組状況調査資料より一部抜粋)</p> <p>○新技術(水減など)を活用した水防活動</p> <p>■新技術(水減など)を活用した資機材等の整備</p> <p>■排水機の水密構造化を支援</p> <p>■雨水及び排水機の水化を「東部低地帯の河川施設整備計画(平成24年)」に基づき新築・耐水化対策の実施</p> <p>■浸水想定区域内の災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対して浸水時の情報伝達体制/方法について検討</p> <p>■庁舎及び災害拠点病院に防災無線を配備し、定期的に通信訓練を実施</p> <p>■委託業者利用施設における避難確保計画に情報収集・伝達方法を記載</p> <p>■庁舎等の止水対策の強化</p> <p>■庁舎等の耐水対策</p> <p>■庁舎等の高所へ非常用発電機の設置</p> <p>■庁舎等の高所へ備蓄物資の配備</p>				

項目		荒川水系(東京都)の震災に係る取組方針に基づく取組の内容等		
番号	内容	課題	目標時期	本協議会としての法的義務に関する解釈
45	災害時及び災害復旧に対する支援	M, N	令和12年度	<ul style="list-style-type: none"> 法的義務あり 災害対策基本法第87条
<p>「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 (平成31年1月29日)</p> <p>2019年出水期までの取組</p> <p>今後の進め方及び数値目標等</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実 ・地方公共団体の災害対応に関するためのJETT(気象庁防災対応支援チーム)を派遣し、情報提供等支援</p>				
<p>3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組</p> <p>■施設の耐水性</p>				
【再掲】3	【再掲】区庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策(耐水性、非常用発電等の整備)	P, Q	令和12年度	-
【再掲】41	【再掲】排水設備の耐水性の強化	R	令和12年度	-
<p>■排水計画作成及び訓練の実施</p>				
46	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成	R	令和12年度	-
47	排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練の実施	R	令和12年度	-
<p>■早期復興支援</p>				
48	早期復興を支援する事前の準備	P, Q, T	令和12年度	<ul style="list-style-type: none"> 法的義務あり 災害対策基本法第2条の2第1項 同第6号 同第5条第1項